

第3章 計画の基本的事項

Ⅰ 「長崎県ケアラー支援条例」が目指すもの

(1) 条例制定の目的、基本理念

① 条例制定の目的

全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

ケアラーが社会問題化する中で、令和2(2020)年3月に埼玉県が全国ではじめてケアラー支援に関する条例を制定したことをきっかけに、本県においても、議員提案条例として、ケアラー支援条例の制定に向けて、長崎県議会を中心に、市町や様々な関係団体、県民の皆様に意見を求めてきました。

そして、県民の代表である県議会議員全員の総意のもと条例を制定することにより、社会全体でケアラー支援を進めていく機運の醸成を図ることとし、令和4(2022)年10月に都道府県では4番目となる「長崎県ケアラー支援条例」を制定しました(令和5(2023)年4月1日に施行)。

条例では、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現すること」を目的とし、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

② 条例の基本理念

- ・全てのケアラーが個人として尊重される
- ・多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携することで、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える
- ・特にヤングケアラーは、適切な教育の機会を確保し、健全な成長・発達・自立を図る

近年、少子高齢化、核家族化の進展、単身世帯の増加、晩婚・晩産化などの社会環境の変化により、家庭における介護等の人手は不足し、一人ひとりのケアラーにかかる負担は過重なものになっています。

また、「家族が介護をするのが当たり前」という文化的背景から、ケアラーは、誰にも相談できずに悩みを抱え込んで孤立し、心身が疲弊したり、支援を求める余裕が無くなって深刻

な事態につながるケースも見受けられます。

本条例に基づき行うケアラー支援は、事態を深刻化させないことはもちろんのこと、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならないことを、基本理念の1つ目として掲げています。

そして、ケアラーが抱える課題は多様であることから、支援を行う主体は単独ではなく、県、県民等、市町、事業者及び関係機関等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことを、基本理念の2つ目として掲げています。

また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるという、他の世代のケアラーとは異なる特徴的な課題があります。

この時期は、学校に通い、教育を受け、友人と交流するなど人間として成長する上で重要な時期であるにもかかわらず、自分の置かれている状況を当たり前のことと考えてしまい、周囲からも見過ごされやすいため、特に支援が必要です。

そのため、ヤングケアラーの支援においては、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならないことを、基本理念の最後に掲げています。

③条例の概要

本条例では、①目的、②基本理念に基づき、県には各施策を総合的に推進するための「推進計画」の策定を義務付け、県が実施する主要な施策として、「広報及び啓発」、「支援を担う人材の育成」、「ケアラー支援体制の整備」、「民間支援団体等による支援推進のための情報提供等」、「ケアラー支援施策推進のために必要な財政上の措置」について規定しています。

また、支援を担う多様な主体が相互連携するため、県の責務、市町が担う役割の重要性、県民等、事業者、関係機関、教育機関のそれぞれの役割について規定しています。

④条例における「長崎県ケアラー支援推進計画」に関する規定

ケアラー本人の世代や生活環境、援助の種類、相手、内容等置かれている状況に応じた多様な支援が必要です。このため、条例では、県が、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することが規定されています。

この推進計画は、ケアラー支援に関する基本方針、具体的施策及び施策を推進するため

に必要な事項を定めることとしています。

なお、計画策定にあたっては、ケアラー当事者の実態を把握するとともに、有識者からの意見聴取を行うなど、幅広い観点を反映させていくことが重要であり、「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」を設置し、ケアラー当事者や関係機関等への実態調査を行いました。

《コラム》 ケアラー支援は次代への先行投資

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 吉田 義人
(北海道栗山町社会福祉協議会 栗山町ケアラー支援室 参与)

ケアラーという言葉が私が初めて知ったのは平成22年日本ケアラー連盟からの依頼で実施したケアラー実態調査(全国5地区、京都市・静岡市・杉並区・南魚沼市・栗山町)でした。当時は介護というと高齢者介護と同義のように捉えられることが多いなか、ケアラーに視点を当てた調査はともすると介護保険制度にすべてを依存してきた自治体の在り方を考える大きな機会となりました。

「ゆっくりご飯が食べたい」「社会から孤立していると感じる」「辛くて手を上げてしまいそう」「自分が亡くなった後この子はどうなるのか」「金銭面が不安」など、これはケアラー調査で明るみになったケアラーの叫びにも似た声です。

さらに、私たちが衝撃を受けたのはケアラーの実に約60%が心や身体の不調を抱えていることがわかったのです。

それは突然介護が始まることで、“介護は家族がするものと思い込んでいる。”“支援の必要性に気付かない。”“誰に何を相談して良いかわからない。”“今後の暮らしや人生に見通しが持てない。”ということでした。

また、介護形態も老老介護や認認介護のほか遠距離介護、就労介護、ダブル介護、男性・ヤングケアラーなど多様化してきていることも見えてきました。

私たちは長い時間をかけて「介護の社会化」を目指してきたつもりですが、ケアラー調査からはケアラーの多くが日常生活や心身に不安を抱え、地域とも疎遠になり将来的に心や身体の疾病や介護ハラスメントなどにつながる可能性があり、これらは画一化した介護保険サービスだけでは解消できない全世代そして地域全体の問題であると強く感じたのであります。

そして、社協ではこの調査を機に、今後も介護が必要な人が増えていく次代を見据えてケアラーのニーズを拾い上げ、地域でケアラー世帯を支える仕組みづくりに取り組もうと活動の視点をケアラー支援に置くと決めました。

そのコンセプトを「ケアラーを支える人を育て、もの(ツール)をつくり、それらを有機的につなぐ仕組みと場所を作る」として栗山独自のケアラー支援事業を実施してきましたがこれは将来の住民負担を抑える次代への先行投資となると考えます。

ケアラー支援条例に期待すること

長崎県も次代を見据え全国の都道府県では4番目となるケアラー支援条例を制定され、誰もが介護し介護される長寿時代に向けて県民同士が支えあう共生社会を目指してスタートされますが、その旗印となるこのケアラー支援推進計画が大きな役割を果たすことに心からご期待を申し上げます。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

条例前文より

【条例の目指すべき姿】

ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるようになる。

【課題】

少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっている。根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出しにくくなっており、受けられる支援すら届かない。

「ヤングケアラー」「老老介護」「ダブルケア」「シングル介護」

【課題解決のために】

ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要。

【条例制定にあたっての決意】

ケアラーに対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、だれ一人取り残さない。

目的

(第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目指す。

基本理念

(第3条)

- ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれることがないように行われなければならない。
- ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

定義

(第2条)

- ・ ケアラー
高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ・ ヤングケアラー
ケアラーのうち、18歳未満の者
- ・ 県民等
県民、県内に通勤し、又は通学する者及び県内で活動する者
- ・ 事業者
県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者
- ・ 関係機関
介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関
- ・ 民間支援団体
ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体

県の責務

(第4条)

- ケアラー支援に関わる制度間の調整
- 離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえたケアラー支援施策の総合的・計画的実施

県と市町等との連携

(第5条)

- 市町、事業者、関係機関、民間支援団体等との相互連携
- 市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援施策を実施する場合の助言その他必要な支援

県民等・事業者の役割

(第6条・第7条)

- ケアラー支援の必要性についての理解
- 県・市町の施策への協力
- 従業員の勤務への配慮・支援

関係機関の役割

(第8条・第9条)

- 県・市町の施策への協力
- 日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態、教育機会の確保等の確認、支援の必要性の把握

県の推進計画

(第10条)

- ケアラー支援に関する基本方針
- ケアラー支援に関する具体的施策 等

県の主要な施策等

(第11条～第15条)

- 広報啓発活動
- 支援を担う人材の育成
- 計画の実施体制・連携協力体制の整備
- 民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- 必要な財政上の措置

(2) 計画の施策体系

条例の規定に基づき策定する本計画の施策は、次の4点を柱として位置づけ、条例に掲げる目的及び理念の実現に向けた取組を推進していきます。

① ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動

・ケアラーについて身近な問題であることを広く県民に知っていただくための普及啓発を行うとともに、ケアラーが自らの悩みや負担について気づき、相談できることを知っていただく取組を推進します。

② ケアラー支援を担う人材の育成

・ケアラーの発見や相談対応、及び支援には、ケアラーを取り巻く行政や関係機関、教育機関等の多様な関係者が連携しながら関わっていくため、ケアラー支援に関する研修等の機会を多面的に設けることにより、ケアラー支援を担う人材を幅広く育成します。

③ ケアラー支援に関する実施体制の整備

・ケアラーの地域での孤立防止や、お世話と仕事の両立支援に繋げるため、早期発見の取組を強化し、ケアラー支援に関する身近な相談先の明確化と周知を図ります。また、ケアラー支援に関して様々な主体が実施する各種サービス等の情報を集約し、ホームページ等により紹介すること等により活用促進を図るとともに、相談及び支援にあたっては、支援を必要とするケアラーの抱える多様な課題に対応するため、「ケアラーアセスメント」を普及し、ケアラーに寄り添う様々な協議体を活用しながら関係者の連携強化を図ります。

④ 民間支援団体等による支援の推進

・県内で活動している、同じような悩みを抱えるケアラーの交流拠点や相談支援等、多様な民間支援団体や当事者団体の現状を把握し、団体等による取組を県民に周知するとともに、団体等への情報提供や必要な助言等の支援を行います。また、ケアラー支援に関して、地域共生の視点を意識した助け合い活動の創出等を支援する取組を推進します。

本計画では、多分野が連携して取り組むべき施策を中心に構成しています。個別分野施策については、各分野における計画に沿って、ケアラー支援に関する視点も取り入れ推進を図ることとし、各分野の取組は、柱ごとに一覧にして掲載しています。

特にヤングケアラーについては、固有な課題や取組がありますが、ケアラー支援とつながる施策も多いため、ケアラーと同じ施策体系のなかで整理し、ケアラー全体の支援施策と一体

になって取り組みます。

なお、ヤングケアラーの中には、学校生活などに影響のない範囲で、やりがいを感じながらお世話を担っている場合もあることに留意し、ヤングケアラーに対するネガティブな印象を与えないよう、ヤングケアラーの気持ちに寄り添いながら施策を進めます。

また、施策の実施にあたっては、多様な主体が実施しているケアラー支援の状況にも留意するとともに、本県が他県に比べて離島を数多く抱え、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれないへき地や中山間地域もあることから、こうした条件不利地域における特殊性を踏まえ、推進していきます。

表：計画の施策体系

大分類	中分類	小分類
1 ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動(条例第11条関係)		(1)ケアラー自身が悩みや負担に気づき、相談ができる取組の推進
		(2)社会全体のケアラーに対する理解を深める取組の推進
2 ケアラー支援を担う人材の育成 (条例第12条関係)		(1)相談、助言、日常生活の支援などケアラー支援を担う人材の育成
3 ケアラー支援に関する実施体制の整備(条例第13条関係)		(1)早期発見・相談支援体制の整備
		① ケアラーの実態把握や早期発見
		② ケアラーが相談しやすい環境づくり
		(2)ケアラーの多様なニーズに応じる体制の整備(様々な主体が実施する各種サービスの活用促進)
		(3)ケアラー支援に関わる関係者・関係機関間の連携体制の整備
4 民間支援団体等による支援推進(条例第14条関係)		(1)民間支援団体等への情報の提供、助言等の取組の推進
		(2)地域共生を意識した助け合いの地域づくりの推進

《コラム》 皆さん、感情的ケアという言葉を知っていますか？

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 出口 龍之介
(公募委員・長崎県スクールソーシャルワーカー協会副会長)

皆さん、感情的ケアという言葉を知っていますか？

- ・ケアを必要としている家族の愚痴を聞く
- ・精神疾患の父親のケアをしている母親から父親に関する愚痴を聞く
- ・「あなたも私が死ねば良いと思っているでしょ!」と、精神疾患をもつ親に言われたときに、親が混乱しなくていいように自身の感情や挙動をコントロールする
- ・死にたいと泣き崩れる家族を励まし、自殺を防ごうとする
- ・これ以上ケアをする相手に期待しないように対応するときは自分がロボットのつもりになる

例えば上にあるようなことです。『感情的ケア』と呼ばれる、『ケア』の一種であることが社会の中であまり知られていません。またケアラー（ケアをしている人）自身も日常生活の中のいつもの一幕であることからケアという意識がない場合がほとんどです。

「日々の生活が気が付いたらケアになっている」そのような感覚だ、という言葉はある若者から教えてもらいました。

このような状況を知ったときに、私たちはどんな言葉をかけるのでしょうか？

- ・家族の愚痴を聞いてあげるなんて優しいね
- ・あなたが一緒にいたおかげで家族が死なずに済んだんだね
- ・お母さんはあなたが頼りなんだから、しっかりしてなきゃいけないよ
- ・(障がいのある)弟はお兄ちゃんが好きなんだから、これからも助けてあげてね
- ・落ち着いて対応できるなんてすごいね

これらの言葉は、一側面では『辛い』だったり、『励まし』、『肯定』と言えるでしょう。しかしまた違った側面から見ると、ケアラーをその環境に縛ってしまう言葉に変わってしまいます。それも無自覚に、良かれと思って。

一度のケアの負荷は耐えることができるものだったとしても、それが日常的に繰り返されることで、自分以外のことを優先するパターンを学習していきます。自分自身の気持ちを優先することが苦手になっていきます。他者からの言葉かけによって、それが正しいものであるように強化されていきます。

ケアラーたちの心が無意識に心を守ろうとします。自分自身を優先するという選択肢を頭に浮かばないようにして心が傷つくのを防ごうとするのです。

『感情的ケア』の存在に気付いたとき、

「あなたはあなた自身の感情を、思いを、願いを大切にしていいます。」

と伝えられる、実現できる社会をみんなでつくっていきましょう。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

第4章 ケアラー支援に関する具体的な取組

1 ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動

【現状と課題】

条例が目指している「ケアラーが、援助を受ける人とともに、安心して、人生を送ることができる」ということは、社会全体で「ケアラーの人生を支援する」ための県民意識の醸成が、とても大切な視点となっています。

条例制定後に行った県民への意識調査（ながさきWEB県政アンケート）では、ケアラー（ヤングケアラー）の言葉の認知度は、まだ約7割に留まっています。また、条例制定の認知度は、1割にも至っていません。

他方、意識調査では、自分の周りでケアのことで困っている人がいた場合に、「できることがあれば手助けしたい」と考えている方が約9割、ケアラー支援について、「勉強する機会があったら参加したい」と関心を寄せている方が約7割いました。

ケアラーに関する認知度の低さは、「家族が介護することが望ましい」という見方のもとで、周囲の県民ばかりではなく、ケアラー自身が、支援が必要である（相談できる）ことに気づかず、悩みや負担を抱え込んだままの状況を作っています。

ケアラーに関する理解を深め、適切な支援につなげていくためには、ケアラーの社会的認知度を向上させることが重要です。

【今後の方向性】

(1) ケアラー自身が悩みや負担に気づき、相談ができる取組の推進

- ケアラー支援に関する広報啓発を継続的に行うことでケアラーの人生を支援することを明確にメッセージとして伝えます。
- ヤングケアラーなどケアラーの属性等に応じた啓発方法により、本人の気づきや適切な支援につなげます。また、各分野の既存の普及啓発の取組のなかで「ケアラー支援」の認知度を高める情報を加えるなど対応を工夫します。なお、啓発にあたっては、ケアラーに対するネガティブな印象を与えたり、当事者に相談や支援を強制することがないように留意します。
- 自分がお世話のことで困っていないか、困っていた場合の相談先などを自己確認できるよう「セルフチェックシート」を作成し、関係機関や事業所等を通じて普及・活用を図ります。

(2) 社会全体のケアラーに対する理解を深める取組の推進

- ポスターやリーフレット等の啓発資材を活用し、ケアラー（支援条例）の認知度を高めるための広報啓発を継続して行います。
- 啓発にあたっては、県だけの取組ではなく、市町や教育機関のほか、関係機関、事業者等にも協力をいただき、多くの県民、ケアラーに情報が届くよう展開していきます。
- 普及啓発の効果を一層高いものとするため、ケアラー支援推進に関する集中的な広報や啓発活動を行うキャンペーン期間を設けます。
- 啓発シンポジウム等を開催することにより、県民がケアラー支援に関する具体的な理解を深める機会を設けます。また、ケアラー支援に関しては幅広い分野にわたるため、実施にあたっては、各分野の関係者の協力を得て、多様なテーマを取り上げるよう留意します。

(参考) 各分野で関連する県の取組(令和5年度)

取組	内容	担当課
ケアラー支援推進に関する広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県ケアラー支援条例」施行に伴い、ケアラー（ヤングケアラー）に関する認知度を高めるために、広報啓発を実施。 ・ポスター・リーフレットの作成、配布 ・ケアラー支援シンポジウムの開催 	長寿社会課 こども家庭課
認知症普及啓発セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における認知症支援体制の構築のため、県民向け認知症普及啓発セミナーを開催 	長寿社会課
障害者差別をなくすための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる条例等を広く県民へ普及・啓発するとともに、相談があった事案を確実に解決 	障害福祉課
児童虐待防止等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の早期発見・早期対応のためにポスターやリーフレットを配布、啓発グッズを県内イベントで配布 	こども家庭課

(参考) 市町による主な取組の一例 (令和4・5年度実施: 県照会)

佐世保市	佐世保市子育てポータルサイトホームページへの掲載
【対象】	・市民全般
【内容】	・ヤングケアラーの用語説明、総合相談窓口、県、国のリンクの貼り付け
諫早市	市広報誌「広報いさはや」への記事掲載
【対象】	・市民全般
【内容】	・広報誌にヤングケアラー特集記事を掲載
諫早市	市広報誌「広報いさはや」への記事掲載
【対象】	・市民全般
【内容】	・認知症専門相談や認知症の人と家族の会主催の介護相談の日程掲載
大村市	ヤングケアラーのチラシ配布
【対象】	・市内小、中、高校に通学する生徒及び家族、近隣高校高に通学する生徒及び家族要対協の機関
【内容】	・ヤングケアラーについて児童、大人向けに作成した周知啓発を実施。あわせてヤングケアラーの相談窓口を周知
大村市	相談支援事業所のパンフレットの配布
【対象】	・市民全般
【内容】	・ヤングケアラーの相談窓口の周知のため、パンフレットをコミセンや出張所、医療機関、市役所等に設置
五島市	市広報誌へ隔月掲載「認知症コラム」 認知症家族の会のパンフ作成配布 市介護情報冊子への家族支援事業の案内掲載
【対象】	・市民全般
【内容】	・家庭内介護を行う方への相談窓口や集いの場の情報提供に努め、悩みの抱え込みの防止に努める
佐々町	町広報誌「広報さざ」への記事掲載
【対象】	・町民全般
【内容】	・ヤングケアラーに関する記事を記載。 (・ヤングケアラーとは?・大人の関わり・相談先について普及啓発)

支えているひとと、安心して人生を。

ケアラーの中には、誰れが取れない、自分の自由な時間が取れない、相談したいのに相談しづらいなど、悩みを抱えている方もいます。ケアラーについて、私たちが理解を深める必要があります。

ケアラーとはこういう人たちです。

- 障害のある人やこどもを介護、子育てをしている。
- 健康に不安のある高齢者が高齢者をケアしている。
- 仕事と介護を両立、他に何もできない。
- ケアラーと「高齢化対応」ひきこもりの両方をケアしている。
- こどもが、本人が介護と想定されている家事や家族の介護などを日常的に行っている。

令和5年4月に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。

【ケアラーに関する相談先】

高齢者のお世話に関する主な相談先
 地域包括支援センター
 障害のある方のお世話に関する主な相談先
 市庁の障害相談窓口、県の福祉事務所
 ヤングケアラーに関する主な相談先
 市庁の児童相談窓口、県の子ども・女性・障害者相談支援センター
 生活困窮者自立支援センター

長崎県はケアラーが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

令和5年4月1日施行
長崎県ケアラー支援条例

地域社会全体で
ケアラーを支えることが必要です。

■基本理念(第3条)

- ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、障害や文化的・民族的背景を異にし、その生活の継続や困難な状況への対応に必要と認められるべきである。
- ケアラー支援は、県、市長等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれ役割を担って協働し、相互に連携を図りながら、ケアラーが暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すこととする。
- ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての困難が解消されるまで継続的に必要な支援を行い、人間として基本的な尊厳を尊重する機会を確保し、かつ、心身の健康や生活の安定を確保し、その自立が促されるよう行われなければならない。

長崎県はケアラーが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

ケアラー支援に関するお問い合わせ先はこちらをご覧ください。

相談先の一覧は、裏面へ▶

ひとりで悩んでいたら、
 お話を聞かせてください。

ケアラー支援に関する主な相談先

【高齢者のお世話に関する相談先】
 市庁の福祉事務所
 各市町の地域包括支援センター

【障害者のお世話に関する相談先】

すべての人に、
 安心して人生を
 送ってほしいから。

ケアラーを、知ってください。気づいてください。

ケアラーとは
 家族の介護や、日常生活のお世話などを兼務している方のことです。本人が介護と想定されている家事や家族の介護を行っていることをヤングケアラーといえます。

ケアラーが直面する課題

普段の仕事(学業)や家事をして、趣味やコミュニケーションも思うように行けなくなり、いなるところに影響や不安が生まれてしまう可能性があります。

健康面への影響
 疲れがたまり、健康不安、体調不良が深まることがあります。

仕事や学業への影響
 お世話と両立が難しく、学業や仕事への影響が深まることがあります。

自分の自由な時間への影響
 お世話と両立が難しく、自分の自由な時間が減ることがあります。

こどもがこどもで
 いられるように

家族、部活、友達、通学、就職...
 という様々な時期に、家族のために家事やお世話をしているこどもたち。その中には、勉強する時間がない、友だちと遊ぶ時間がないなど、悩みを抱えているこどももいます。もっと自分の時間が、知ることがあります。そして、お世話をがんばっているあなたへ、お世話がつかうときには、誰かに話してみてください。全てのこどもがこどもでいられるように。

ヤングケアラーとその家族を支える社会を目指して。

ヤングケアラーとは
 ヤングケアラーとは、本人が介護と想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。

令和5年4月1日施行
長崎県ケアラー支援条例

地域社会全体で
ケアラーを支えることが必要です。

■基本理念(第3条)

- ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、障害や文化的・民族的背景を異にし、その生活の継続や困難な状況への対応に必要と認められるべきである。
- ケアラー支援は、県、市長等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれ役割を担って協働し、相互に連携を図りながら、ケアラーが暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すこととする。
- ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての困難が解消されるまで継続的に必要な支援を行い、人間として基本的な尊厳を尊重する機会を確保し、かつ、心身の健康や生活の安定を確保し、その自立が促されるよう行われなければならない。

長崎県はケアラーが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

ケアラー支援に関するお問い合わせ先はこちらをご覧ください。

悩みや不安な気持ちがあったら、ひとりで悩まず、相談することが大切です。

相談先の一覧は、裏面へ▶

ひとりで悩んでいたら、
 お話を聞かせてください。

ヤングケアラー
 こどもがこどもでいられるように

【ヤングケアラー支援に関する相談先】
 市庁の児童相談窓口
 県の子ども・女性・障害者相談支援センター

長崎県こども・女性・障害者相談支援センター
 住所/長崎県長崎市中央1-22
 電話/095-844-6166
 受付時間/平日9時～18時(土曜・日曜・祝祭日を除く)

長崎県こども支援センター
 住所/長崎県長崎市中央1-22
 電話/095-256-5080
 受付時間/平日9時～18時(土曜・日曜・祝祭日を除く)

長崎県こども支援センター
 住所/長崎県長崎市中央1-22
 電話/095-895-2442

ヤングケアラー支援に関する相談窓口

こども家庭庁
 児童相談所 相談専用ダイヤル
 ☎0120-189-783

令和5年4月に
 「長崎県ケアラー支援条例」を
 施行しました。

ヤングケアラー
 こどもがこどもでいられるように

勉強、部活、友達、通学、就職...
 という様々な時期に、家事や家族のお世話をしているこどもたち。その中には、勉強する時間がない、友だちと遊ぶ時間がない、など悩みを抱えているこどももいます。お世話のことで困っているこどもがいたら、誰かに話してみてください。そして、お世話をがんばっているあなたへ、お世話がつかうときには、誰かに話してみてください。

ヤングケアラーとは?

本人が介護と想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や人間関係などに影響が出てしまうことがあります。

令和5年4月に
 「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。

【ヤングケアラー支援に関する相談先】
 市庁の児童相談窓口

啓発ポスター・啓発リーフレット(令和5年度制作)

長崎県ケアラー支援シンポジウム
**ひとりにしない、
 社会で支える
 ケアラー支援**

2023年4月に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラーが援助を受けるとともに、安心して人生を送ることができるよう地域共生社会の実現を目指し、県民向けのシンポジウムを開催します。

●日時/2024年1月13日(土) 13:30～16:30
 ●場所/長崎県庁1階大会議室(長崎市上野3番1号)
 ※オンライン配信、アーカイブ配信も行います。

基調講演 1 「条例に託す思い」 長崎県健康福祉部長 高橋 崇子氏
 基調講演 2 「ケアラー支援の現状と課題、条例制定への期待」 一般社団法人 日本ケアラー支援協会代表理事 堀越 栄子氏

パネルディスカッション 「ケアラーが安心できる共生社会の実現のために」
 長崎県健康福祉部 長崎県ケアラー支援センター 副センター長 込 敬子氏
 長崎県健康福祉部 長崎県ケアラー支援センター 副センター長 平田 悠介氏
 一般社団法人 長崎県ケアラー支援協会 代表理事 堀越 栄子氏
 NPO法人 Aikawa 3 コアポズ 山田 弘典氏
 長崎県健康福祉部 長崎県ケアラー支援センター 企画 野田 啓希氏

主催/長崎県

長崎県ケアラー支援シンポジウム
 (令和6年1月13日開催)



《コラム》 当事者・家族として願う未来～長崎県医療的ケア家族会～

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 宮田 貴史
(長崎県医療的ケア家族会 代表)

私の家族は、可愛い娘と息子、そして頑張り屋の妻の4人家族。
どこにでもある、普通の家庭です。しかし、日々の生活には大きな制限が付きまといま
す。その理由は、息子が難治性てんかんと重度知的障害という障害を持っているからです。
妻は「頻繁に呼び出されると職場に迷惑がかかるから」と、仕事を辞めました。
娘は、弟が入院する度、両親が病院に泊まり込む為、いつも寂しい思いをしていました。
私は、家族旅行という当たり前の思い出すら作ってあげられない事を不甲斐なく感じて
いました。
そんな思いをしている人はたくさんいるのに、一人の声では小さ過ぎて誰にも届かない。
そこで、行政へ当事者・家族の想いを伝えるため「長崎県医療的ケア家族会」を立ち上
げました。そこで当事者・家族の声を届ける活動をしながら、最初に必要だと感じたことは
「知ってもらうこと」でした。

ケアラー支援条例に期待すること

全国的にも先立って制定された長崎県ケアラー支援条例第11条には、広報及
び啓発に関する項目が記されています。

知ることで、目が行きます。目が行けば、体が動きます。体が動けば、手を差し伸
べる事ができます。

その姿を見た周りの人は、手を差し伸べる方法を知ります。

そんな手がどんどんと広がる。そういう優しい地域の実現が、
この長崎県ケアラー支援条例から始まることを、大いに期待します。



当事者及びそのご家族の方、長崎県医療的ケア家族会にご興味のある当事者及びご家族の方は、右の二次元コードよりお申し込みくだ
さい。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

2 ケアラー支援を担う人材の育成

【現状と課題】

ケアラー支援は、これまでも、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等、様々な主体で実施されていますが、ケアラーに関する認知度がまだ十分ではない実態があります。支援ニーズや必要性が表面化しにくいケアラーを早期に発見し、抱えている悩みや負担、多世代、多分野にわたる複雑化した課題への対応を行うためには、多様な関係機関等との協力関係のもと、連携型の支援を構築し、ケアラーや、援助を受ける人のお住まいの地域の中で支援していくという視点で対応を進めていくことが重要です。

県が支援機関を対象に実施した実態調査においては、時間をかけた粘り強い関わりや、機関連携による対応などで、支援につながった事例が確認されたところですが、適切な相談先やサービスになかなかつなげることができず、苦慮されている事業所や学校等もあることがわかりました。

このような課題に対応するため、県内市町のなかでは、重層的支援体制の整備を進め、多機関連携の中核的機能を設け、個別制度につなぎにくい課題等にアウトリーチを含め継続的に関わり続けるほか、地域からの孤立を防ぎ、制度の隙間のニーズに対応するための地域づくりにむけた支援等を行うところもありますが、まだ、全国的にも取組は進んでいません。

実態調査により支援機関からは、他の分野の関係者との連携型の研修や、仕事とケアの両立に関する知見を得る研修、表面化しにくいニーズの理解に資する研修など、多様な声をいただいています。

県では、市町における重層的支援体制整備のための後方支援のほか、市町や専門職団体等と連携し、ケアラー支援に関係する様々な人材を幅広く育成することが急務です。

【今後の方向性】

(1) 相談、助言、日常生活の支援などケアラー支援を担う人材の育成

- 県が実施している分野別・職種別の様々な研修会等を通じて、ケアラー支援への理解を促進し、スキルアップを図ります。
- 民生委員・児童委員、各分野の関係機関、専門職団体等では、ケアラー支援をテーマとして取り上げた研修会が行われており、団体等の求めにより県から行政説明等を行っています。引き続き、各分野の行政を含む関係機関による研修等の取組に対して支援を行います。

○多分野の専門職が参加できるケアラー支援研修を実施し、ケアラー支援の動向や基本的な考え方、本県のケアラー支援施策等について知識を深め、ケアラー支援に関する事例検討をグループワークにより実施することにより、実践的な学びによる人材育成を行います。

○特にヤングケアラーにおいては、学校等の教育機関が早期発見に重要な役割を担うことから、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対する研修を充実させ、支援に関する理解促進を図ります。

(参考) 各分野で関連する県の主な取組(令和5年度)

取組	内容	担当課
生活困窮者自立支援制度の各種事業従事者を対象とした養成研修	・自立相談支援機関の従事者や市町担当職員等を対象に、多様で複合的な課題を有する生活困窮者への包括的な支援が適切に行えるよう専門性向上を図るための研修を実施	福祉保健課
介護支援専門員を対象とした資質向上研修	・県が指定した機関(長崎県介護支援専門員協会)が、介護支援専門員を対象に、適切にケアマネジメントを行うための知識・技術を習得し、資質向上を図るための研修を実施	長寿社会課
認知症サポート医の養成及びかかりつけ医への認知症に関する研修	・認知症診療に習熟した認知症サポート医を県内各地で養成するとともに、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得したかかりつけ医にも、フォローアップ研修を実施	長寿社会課
歯科医師・薬剤師を対象とした認知症対応力・実践力向上研修	・認知症の早期発見とかかりつけ医との連携、認知症の人への適時・適切な医療の提供を図るために、歯科医師・薬剤師に対して、家族(介護者)の支援を含む認知症対応力・実践力向上研修を実施	長寿社会課
看護職員への認知症対応力・実践力向上研修	・医療機関に勤務する看護職員に対して、家族(介護者)の支援を含む認知症対応力・実践力向上研修を実施	長寿社会課
認知症介護従事者への研修	・認知症介護従事者に対して、家族介護者の理解と支援方法等を含む認知症介護実践研修を実施	長寿社会課
認知症対応型サービス事業管理者等への研修	・認知症対応型サービス事業所の管理運営に必要な知識及び技術を習得するため、家族への支援の重要性を含む研修を実施	長寿社会課
高齢者権利擁護対応力向上のための研修	・市町及び地域包括支援センター職員を対象とした家族介護者等の支援にも触れた高齢者権利擁護対応力向上のための研修を実施	長寿社会課
地域における認知症支援体制整備のための各種研修	・各市町が配置している認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チーム員向けの研修や、認知症サポーターの養成を推進するためのキャラバンメイトの育成、チームオレンジの整備の推進役となるチームオレンジコーディネーターの研修等を実施	長寿社会課

相談支援従事者を対象とした資質向上研修	・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な知識・技術を習得するため、相談支援に従事する者に対して、家族支援の視点を含む資質向上研修を実施	障害福祉課
児童虐待防止・支援体制強化のための資質向上研修	・児童虐待対応及び未然防止のための家族支援等に関する児童相談所と市町職員の資質向上等を目的とした合同研修や、児童福祉、医療、法律等の専門家の市町要対協への派遣などを実施	こども家庭課
要保護児童等対策に係る従事者の専門性向上研修	・児童虐待への専門性を向上させるための児童福祉司任用資格取得のための研修、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員の専門性強化及び同協議会構成員の連携強化を図る研修を実施	こども家庭課
教職員を対象とした人権意識・指導力向上研修	・教職員の人権意識や指導力の向上を図るために、指導者用の人権教育啓発参考資料(「人権教育をすすめるために」)の作成・配布と資料を活用した教職員研修会を隔年で実施。	義務教育課
教職員を対象とした福祉等関連法に関する研修	・教職員に対し、児童生徒の事件・事故が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施。	児童生徒支援課

(参考) 市町による主な取組の一例(令和4・5年度実施:県照会)

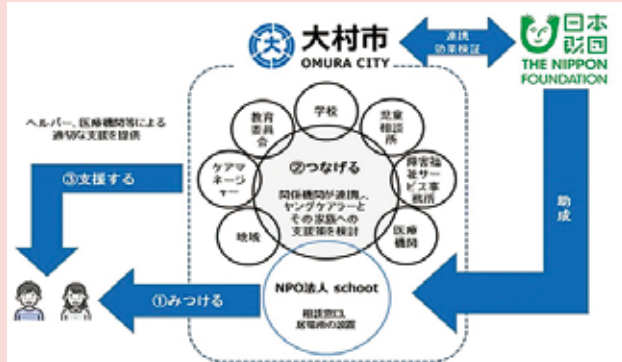
長崎市	小・中学生指導研修会
【対象】・長崎県立小学校生活指導主任、中学校生徒指導主事	
【内容】・教職員のヤングケアラーに対する識見を深め、ヤングケアラーの児童・生徒の早期発見に努めるため、本研修会内の行政説明として実施	
諫早市	要保護児童地域協議会代表者会議にて講話(意見交換含む)の実施
【対象】・要保護児童対策地域協議会構成機関の代表者(24機関)	
【内容】・「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども達の育ちを地域で支えるために私たちに何ができるかを考えることを目的に講話を頂き、『諫早の子どもたちが子どもらしく暮らせるようにするために～私たちにできること～』というテーマで、5グループに分かれ意見交換を実施	
大村市	ヤングケアラーの支援に関する関係機関職員研修
【対象】・学校管理者・相談部担当者	
【内容】・ヤングケアラーの概要及び支援方法についてヤングケアラー協会の理事による講義を実施	
大村市	ヤングケアラーの支援に関する関係機関職員研修
【対象】・市役所内部(相談窓口、福祉部局職員)	
【内容】・ヤングケアラー協会代表理事によるヤングケアラーの概要及び支援機関の役割について講義実施	
大村市	ヤングケアラーの支援に関する関係機関職員研修
【対象】・障害福祉関係の事業所・民生委員	
【内容】・日本財団から直接支援を受けて事業展開している「まつなぎや」職員が講義及びグループワークを通して研修を実施	

《コラム》 大村市におけるヤングケアラー支援

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 久保 昭隆
(大村市こども家庭課長)

大村市では令和4年12月に日本財団と大村市で「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業に関する協定」を締結しました。

協定締結に至った背景としては、ケアには思いやりを育む等よい面もありますが、過度な負担が続けば、子どもの権利を侵害し、現在だけではなく将来にわたり様々な影響を与える可能性があることから、実態の把握及び点ではなく線での長期的伴走的な支援が求められるところです。



大村市の課題として、次のような問題がありました。

○見つからない

・ヤングケアラーである本人、周囲の自覚がない。

○支援に繋がらない

・医療、教育、福祉の現場の連携が不十分、支援体制が確保されていない。

以上の問題を解決するために、協定締結において「みつける」「つなげる」「支援する」の3項目を軸として、

1. 「みつける」

NPO法人schoolが運営するこどもの居場所「まっなぎや」で、いつでも誰でも立ち寄れる場として相談の敷居を低くしたヤングケアラーの相談窓口の設置、明示。市民や関係機関への周知啓発のための研修会の実施。



2. 「つなげる」

関係機関の連携強化のため、ヤングケアラー支援検討の場を明確化し対応。

3. 「支援する」

本人、家族の意見を聞き、ケース検討会議等で各関係機関が専門性を発揮しながら連携、役割分担を行い支援し、伴走的に見守る仕組み作りの構築。の取組を進めています。

ケアラー支援条例に期待すること

ヤングケアラー本人、家族の支援を前提として、支援体制整備、周知啓発等の周囲の環境整備等の基盤づくりが重要となります。

そこで、ヤングケアラーの理解を深め、社会全体で困難を抱えている家庭を早期に気づき、その家庭の意向も尊重しながら社会全体で支え合う仕組み作りを形成できることを願います。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

3 ケアラー支援に関する実施体制の整備

【現状と課題】

市町をはじめ、地域の多様な主体が、相談対応や様々なサービスを提供し、その広報等も行われていますが、ケアラーに関しては、家族・身内のことだから相談しづらいという意識に加えて、どこで相談できるのか、相談するとどのような支援を受けることができるのかといったことが、まだ十分に知られていない可能性があります。

ケアラーへの個別支援にあたっては、地域のなかで複数の機関や部署が横断的に関わり、お世話を受ける人だけでなく、「主体となるのはケアラー自身」と捉え、ケアラーへの相談対応により支援ニーズを把握し、サービス利用調整等を進めていくことが必要ですが、相談先につながるための早期発見や具体的な相談の場の周知が大きな課題となっています。また、アウトリーチ（訪問）により必要な情報を届けるという視点も重要です。

ケアラー実態調査では、居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所等が対応している方への調査にも関わらず、最も必要な支援について「電話や自宅訪問による具体的な相談」「悩みが複雑な時に、調整してくれる支援機関」をはじめ「サービス利用」よりも「相談」に関する希望が高いという結果がありました。このほかにも、「ケアラーがお世話できなくなったあとのお世話」「ショートステイ」「緊急時に預かってくれる場所」といったケアラーの代替者の確保に関する希望が多くありました。

ヤングケアラー実態調査では、相談をしたことがない理由として「相談しても何も変わらないから」「家族外の人に相談するような悩みではないから」という回答も見られ、当事者の気持ちに寄り添いながら相談・支援につなげる工夫が求められます。助けてほしいことや必要としている支援については、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「進路や就職など将来の相談にのってほしい」といった「相談」に関する希望や、「自由に使える時間がほしい」「学校の勉強や受験勉強などの学習のサポート」といった「具体的な支援」に関する希望が同程度見られました。

また、介護離職の問題は、本県でも大きな課題です。実態調査でも、各種サービスを利用したり、職場の理解のもと就労が継続できている方がいる一方で、お世話のために離職された方が確認されています。その理由としては、「代わりにお世話を担う人がいない」「肉体的・精神的疲労」といった理由が多かったですが、「業務が多忙」、「制度を利用できる状況ではない」、「制度を知らずに辞めた」といった回答も見られました。ケアラー支援に関して、事業者に向けた理解促進を図る必要があります。

加えて、ヤングケアラーは大人になっても、「就労しているケアラー」として仕事とケアの両

立て苦しむ例も少なくありません。ケアラーは人生を通じて続き、その視点をもった支援が必要です。

【今後の方向性】

(1) 早期発見・相談支援体制の整備

① ケアラーの実態把握や早期発見

- 県が実施した実態調査結果を公表するとともに、各市町での独自調査の実施及び施策推進等に活用いただけるよう情報提供します。
- 市町及び関係機関の専門職、教育機関等がケアラー（ヤングケアラー）を早期発見し、支援の必要性・緊急性を判断するためのスクリーニングシートを専門職団体等の多職種で協働して作成します。
- 支援機関がケアラーに寄り添う中で信頼関係を構築した上で、詳細なケアラーの状況把握し、生活ニーズの分析・評価を行うためのアセスメントシートを専門職団体等との多職種で協働して作成し、「ケアラーアセスメント」の普及を図ります。
- 事業者（会社）が、ケアラーの悩みを早期発見することにより、介護離職を防止し、従業員の支援を検討する参考とするため、専門職団体の協力のもと、事業者が活用できる「気づきのシート」の作成及びセミナー開催等による支援を行います。

② ケアラーが相談しやすい環境づくり

- 県が設置する各相談機関の役割や機能等をホームページ等でわかりやすく紹介するとともに、ケアラーがお住まいの地域で活用できる身近な市町や国等の公的な相談窓口、その他の相談支援機関についても、ケアラー支援の視点で情報を集約します。
- ケアラー支援に関する相談は、身近な地域のいずれかの窓口につながれば、地域のなかで複数の機関や部署が横断的に関わりながら対応が進められていきますが、県民に身近な相談先情報が定着できるよう、市町や関係機関等におけるケアラー相談窓口の明確化に関する取組を進めます。
- 県民に身近な相談先が定着するまでの間は、県において、ヤングケアラーを支援につなぐ調整も含め、ケアラーを適切な相談窓口・サービス利用につなぐ総合案内窓口の設置を検討します。窓口においては、ケアラー当事者からの相談に応じて、適宜、各市町等の相談窓口や支援団体等を紹介するなどの対応を行います。

(2) ケアラーの多様なニーズに応じる体制の整備（様々な主体が実施する各種サービスの活用促進）

- 市町及び様々な主体が実施するケアラー支援の情報は、多岐にわたるため、県でケアラー支援に関する情報を集約し、ホームページ等で紹介します。
- 各分野において、県が実施する事業・サービスについては、各分野別の個別計画等のなかで、県が実施したケアラー実態調査の結果、及び今後も必要によりケアラー（ヤングケアラー）当事者及び支援機関等の意見を伺いながら、ケアラー支援の視点での必要な施策の反映に努めていきます。

(3) ケアラー支援に関わる関係者・関係機関間の連携体制の整備

- ケアラー支援に関して、多職種多機関が連携し、情報共有や支援策を検討するために、各市町では、事案により必要に応じて既存の協議体（介護保険法による地域ケア会議、障害者総合支援法による自立支援協議会、生活困窮者自立支援法による支援会議、児童福祉法による要保護児童対策地域協議会、社会福祉法による支援会議）の活用等を図ることが想定されます。各分野の協議体等の役割等について、支援を担う人材育成研修等の中でも取り上げ専門職間での共通理解を図ります。
- 世代や属性にとらわれない包括的な相談支援体制づくりを進める市町の希望に応じて、市町が企画する庁内関係部局における体制整備の勉強会、地域共生社会の実現に関するワークショップ（研修会）やフォーラム開催等に対してアドバイザーを派遣するなどの支援を行います。
- 特にヤングケアラーにおいては、学校等の教育機関と福祉部門が連携し、当事者の気持ちに寄り添いながらアウトリーチ等により支援につなげることが重要であるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、こどもの居場所事業等を行う民間支援団体との協働など、これらの機関の連携が促進されるよう支援します。

（参考）各分野で関連する県の主な取組（令和5年度）

●ケアラーの実態把握やケアラー相談機関に関すること

取組	内容	担当課
ケアラー（ヤングケアラー）実態調査	・支援を必要としているケアラーの早期発見や適切な支援につなげる方策を検討するため、ケアラー（ヤングケアラー）の実態調査を令和5年度に実施	長寿社会課 こども家庭課

民生委員・児童委員の活動	・地域において福祉全般にわたり相談や支援を行う民生委員・児童委員を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動を推進	福祉保健課
生活困窮者自立相談支援機関の設置	・県の福祉事務所が所管する7町（小値賀町を除く）に生活困窮者自立相談支援機関を設置し、生活にお困りの方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供や助言等を実施 ・また、支援計画を作成し、関係機関と連携して、住居確保給付金の支給や就労に向けた支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援等を実施 （県所管以外の市町においても同様に設置）	福祉保健課
長崎県認知症サポートセンター （若年性認知症に関する相談支援）	・地域における認知症支援体制の構築をサポートするための拠点を整備し、若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援及び集いの場を開催	長寿社会課
長崎県医療的ケア児支援センター	・医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応	障害福祉課
小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置	長崎県医療的ケア児支援センターに小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置することにより、小児慢性特定疾病児童等及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を実施	こども家庭課
長崎県難病相談・支援センターの設置	・難病患者やその家族等に対し、関係機関や患者会との連携調整や、地域交流活動の促進、就労支援など、難病に関する種々の相談窓口として支援を実施	国保・健康増進課
長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」	・おおむね30歳代までの方やその家族からの、不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上での様々な問題や悩みに対する相談窓口として、関係機関の紹介や情報の提供及び助言を実施	こども未来課
長崎県子どもの貧困総合相談窓口（つなぐながさき）	・子どもの貧困に係る総合相談窓口を設置して、保護者や支援者等への相談支援等を実施	こども家庭課
児童相談所による24時間365日相談支援体制の整備	・児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所の24時間365日相談支援体制を整備し、被虐待児童等の心のケア及び保護者に対するカウンセリング強化、ペアレントトレーニングによる家族再統合の支援等を実施	こども家庭課
電話やSNS等による教育相談	・いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めた24時間電話相談「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）」やSNSによる相談「スクールネット@伝えんば長崎」等を実施	児童生徒支援課
私立学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置支援	・私立小・中・高等学校における相談体制を強化するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費を支援	学事振興課

公立学校へのスクールカウンセラーの配置等	・スクールカウンセラーを県内の公立学校に配置・派遣することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対応	児童生徒支援課
公立学校等へのスクールソーシャルワーカーの配置	・スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対し、教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援	児童生徒支援課
長崎県人権教育啓発センター	・差別や偏見等による人権に関する悩みなどの相談について、内容に応じて他の適切な相談機関を紹介するなどの支援を実施	人権・同和対策課
重層的支援体制を整備する市町への支援	・地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する市町の取組（重層的支援体制整備事業）に対して、県費分を負担するとともに、必要な助言、情報提供を実施	福祉保健課
地域包括支援センターを設置運営する市町への支援	・介護予防の取組や、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう包括的な相談支援を実施するため、市町が設置する地域包括支援センターの運営に関する費用の県費分を負担（地域支援事業交付金）。	長寿社会課
相談支援体制を整備する市町への支援	・専門性の高い長崎県アドバイザーを市町等に派遣することにより、地域における相談支援体制整備のための助言等を行う。	障害福祉課

●ケアラーへの直接支援に関すること

取組	内容	担当課
生活保護の実施	・生活保護の受給要件を満たすケアラーの世帯に対し、生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施	福祉保健課
日常生活自立支援事業の実施	・各地域の社会福祉協議会に設置した「福祉あんしんセンター」において、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、対象者等からの相談・問い合わせに応じ、契約を締結し、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を実施	長寿社会課
権利擁護（成年後見等）の市町における中核機関設置の推進	・成年後見制度などの権利擁護支援を必要とする人が、制度を利用できるよう市町における中核機関の設置や地域連携ネットワーク構築を推進	長寿社会課
高齢者等の家族介護支援事業を実施する市町への支援	・市町が実施する高齢者等の家族介護支援に関する事業に対して県費分を負担（地域支援事業交付金）	長寿社会課

障害（児）者への地域生活支援事業の実施	・障害者（児）の自立した日常生活又は社会生活の促進に向け、点訳奉仕員養成研修等を実施するほか、市町等が実施する意思疎通支援、移動支援や日常生活用具の給付事業等に対して助成	障害福祉課
医療的ケア児等レスパイト支援事業の実施	・医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図るため、医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用補助について補助を実施	障害福祉課
ひとり親家庭等自立支援事業の実施	・ひとり親家庭等自立促進センターを設置し、専門相談員による就業相談等を行う。また福祉事務所の母子・父子自立支援員により個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定、その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費支給、入学準備金等の貸付等を実施	こども家庭課
長崎県人材活躍支援センターにおける就業支援	・長崎県人材活躍支援センターにおいて、若者、女性、高齢者など様々な求職者のニーズに応じて、ハローワーク長崎つきまちセンター・ヤングハローワークと連携し、就職相談から職業紹介までをワンストップで支援	雇用労働政策課
子育てしやすい職場環境整備支援事業の実施	・中小企業の職場環境の改善を推進するため、年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内の優良企業を「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」（略称：Nぴか）として県が認証 ・魅力ある職場づくり研修会の開催や、男性の育児休業取得のための環境整備等の課題を抱える県内企業にアドバイザーを派遣し、職場環境改善を支援	雇用労働政策課

●ケアラー支援にかかわる関係者・関係機関間の連携体制の整備

取組	内容	担当課
県社会福祉協議会における福祉活動支援	・民間社会福祉活動を推進するために必要な福祉活動支援員及び事務職員の配置に要する経費を支援	福祉保健課
地域包括ケアシステム構築状況の評価による体制整備支援	・市町における地域包括ケアシステムの構築を支援するため、県において構築状況評価の指標を作成し、市町における自己評価結果について、有識者と県による全市町ヒアリングを実施	長寿社会課
ペアレントメンターの派遣	・発達障害を有する子どもを持つ家族の不安の軽減や孤立を防止し家族支援の充実を図るため、市町や児童発達支援事業所、教育機関等からの依頼に基づき、ペアレントメンターを派遣し、グループ相談や地域における関係者への研修等を実施	こども家庭課

(参考)市町による主な取組の一例(令和4・5年度実施:県照会への回答分)

●ケアラーの実態調査に関すること

長崎市	生徒指導調査の実施
【対象】・長崎市立小・中・高等学校の全児童・生徒	
【内容】・ヤングケアラーを含めた市内の問題行動の傾向及び、それに対する対応をまとめ、関係機関等と連携を図るため、県から依頼のあったヤングケアラーに関する質問項目等の月例のアンケートを実施	
長崎市	長崎市ヤングケアラー実態調査の実施
【対象】・長崎市立小・中・高等学校の全児童・生徒	
【内容】・ヤングケアラーの児童・生徒の早期発見及び関係機関との連携を図るため、学期末に実施	
五島市	ヤングケアラーに係る実態調査
【対象】・市内小中学生	
【内容】① ヤングケアラーは表面化しにくいいため、アンケート調査を実施。 ② ①で該当した児童生徒に、アセスメントシートを活用しながら、学校は面談を行う。 ③ ①,②の結果を学校教育課へ報告し、対応を検討する。県へ報告(教育現場におけるヤングケアラーの実態調査)	
佐々町	ケアラー(介護負担等)のアセスメントの実施
【対象】・地域包括支援センター相談対応世帯	
【内容】・相談や把握したケースの養護者支援として、介護負担等(ケアラー問題含む)の確認及びその他の課題に対する支援体制の構築を行うために、関係者で共有・支援方針を検討	
佐々町	ヤングケアラーのアセスメントの実施
【対象】・母子保健事業等で把握した世帯	
【内容】・相談や健診等で把握したケースについて、ヤングケアラー支援の観点も含むアセスメントを行い支援方針を検討	

●ケアラー相談機関(窓口)の設置に関すること

大村市	ヤングケアラーの相談窓口の設置
【対象】・市民(ヤングケアラー及びその家族)	
【内容】・日本財団との協定締結において直接支援としてNPO法人school「まつなぎや」で居場所を核として相談窓口の開設	
西海市	子ども家庭総合支援拠点
【対象】・特定妊婦及び、18歳までの子どもを持つ世帯	
【内容】・関係機関から情報が入った場合に、要保護児童対策地域協議会を活用して支援対象者及び、その家族の支援を実施	
佐々町	ケアラー支援含む総合相談窓口の設置
【対象】・町民および関係者	
【内容】・通常の相談窓口運営の中で対応(高齢、障がい、母子担当者で相談時対応)	

●ケアラーへの直接支援に関すること

長崎市	子育て世帯訪問支援事業
【対象】・ヤングケアラー世帯を含む家事・育児に不安や負担を抱える家庭	
【内容】・家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し家事・育児等の支援を実施	
長崎市	家族介護教室の実施
【対象】・長崎市にお住まいの方で、在宅で介護をしている方、介護をする予定のある方、介護に関心のある方	
【内容】・介護に関する知識や技術を習得するための教室を開催する。また、介護者自身の健康づくりに関する講習会や介護者同士の交流を通しリフレッシュの機会を提供する。(地域包括支援センター開催)	
長崎市	家族介護用品支給事業
【対象】・要介護4以上と判定された在宅の要介護被保険者であって、当年度市民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族	
【内容】・在宅で要介護被保険者を介護している家族の方々に、介護に必要な用品を支給	
長崎市	介護者慰労金支給事業
【対象】・要介護4以上と判定された在宅の要介護被保険者であって、過去6ヶ月間介護保険サービスを受けなかったものを現に介護している家族	
【内容】・在宅で寝たきりの要介護被保険者を介護している者に対し、介護者慰労金を支給	
佐世保市	スクールソーシャルワーカー配置事業
【対象】・ヤングケアラー世帯を含む要支援世帯	
【内容】・ヤングケアラーを含む家庭内で生じている問題に対して、教育機関が関係機関と連携を取りながら解決のための支援を行うために教育機関にソーシャルワーカーを配置。	
佐世保市	高齢者リフレッシュ事業(介護者のこころの相談)
【対象】・市民(介護者)	
【内容】・介護をしている市民を対象に介護者の心のリフレッシュを目的とした、臨床心理士による相談会	
島原市	在宅高齢者介護見舞金
【対象】・家族介護者	
【内容】・要介護者を在宅で介護する者に対して、見舞金を支給することにより、介護者の日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉を増進	
島原市	ねたきり高齢者等おむつ費助成事業
【対象】・ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯	
【内容】・ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減	
諫早市	認知症専門相談
【対象】・認知症やその心配のある高齢者、認知症の人の家族	
【内容】・認知症専門嘱託医、認知症地域支援推進員、保健師による相談を予約制で対応	
大村市	ヤングケアラーピアサポートの実施
【対象】・ヤングケアラー世帯	
【内容】・ヤングケアラーオンラインサロン	
松浦市	松浦市スクールカウンセラー配置事業
【対象】・ヤングケアラー世帯を含む要支援世帯	
【内容】・ヤングケアラーを含む家庭内で生じている問題に対して、実態把握を行うため教育機関にスクールカウンセラーを配置	

松浦市	折り梅カフェ(認知症の人とその家族の会)
【対象】	・家族等の介護者
【内容】	・家族介護者の集いを開催(地域包括支援センター主催)
松浦市	家族介護用品支給事業
【対象】	・要介護3以上と認定された市民税非課税世帯等の在宅高齢者を介護している者。ただし、要介護3認定は、介護認定基準時間の推計の方法の認定調査票で、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者。
【内容】	・対象者に対して、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、口腔ケア用品、その他市長が認めるもの)を支給。(1人の対象者につき月額6,250円分を限度とする。)
松浦市	家族介護者交流事業
【対象】	・在宅において要介護高齢者を介護している者
【内容】	・在宅の要介護高齢者を介護している者に対し、介護の方法、介護予防及び介護者の健康づくりについて講話等を行い、技術・知識の習得を図る。
松浦市	対象者への対応
【対象】	・ヤングケアラー世帯を含む家事・育児に不安や負担を抱える家庭
【内容】	・ヤングケアラーを含む支援家庭を訪問し、家事・育児等の支援を実施。
五島市	市スクールソーシャルワーカー派遣事業
【対象】	・ヤングケアラー世帯、ケアラー世帯
【内容】	・ヤングケアラーを含む家庭内で生じている問題に対して、関係機関と連携を取りながら解決のための支援を行うために教育機関にソーシャルワーカーを派遣
五島市	市スクールカウンセラー派遣事業
【対象】	・小中学生とその保護者
【内容】	・ヤングケアラーを含む家庭内で生じている悩み等を聞き、適切なアドバイスを行う。
五島市	おれんじの会(認知症家族の会)
【対象】	・在宅で認知症の家族を介護をしている家族等
【内容】	・認知症の本人や認知症の家族を介護する家族同士が、日頃の思いを語り合い共有し、不安な心の負担軽減に努める。(行政主体の集いの場)
五島市	家族介護教室開催委託事業
【対象】	・在宅で介護をしている家族等
【内容】	・高齢者や介護者を対象に介護事業所や地区の会合の場等で、介護方法や介護者自身の健康づくり等に関する教室を開催し、介護者の負担軽減に努める
五島市	家族介護慰労事業
【対象】	・在宅で介護をしている家族等
【内容】	・申請日から過去1年間、介護サービスを利用せず、90日以上入院の実績もなく、在宅で家族を介護している方に慰労金を支給し、労を労う
西海市	スクールソーシャルワーカー活用事業
【対象】	・ヤングケアラー世帯を含む要支援世帯
【内容】	・ヤングケアラーを含む家庭内で生じている問題に対して、学校が関係機関と連携を取りながら解決のための支援を行うために、学校にスクールソーシャルワーカーを配置
雲仙市	家族介護支援対策事業
【対象】	・要介護者を在宅介護している家族
【内容】	・家族介護慰労金支給事業:慰労金の支給 ・家族介護用品購入費助成事業:紙おむつ等の介護用品の購入費助成

時津町	認知症の人と家族の会(時津秋桜会)
【対象】	・認知症の方とその家族
【内容】	・認知症の介護の悩みや喜びなどを共有できる場として、月に1回、集いの場を開催
川棚町	スクールソーシャルワーカー配置事業
【対象】	・ヤングケアラー世帯を含む要支援世帯
【内容】	・ヤングケアラーを含む家庭内で生じている問題に対して、教育機関が関係機関と連携を取りながら解決のための支援を行うために教育機関にソーシャルワーカーを配置
波佐見町	支援対象児童等見守り強化事業
【対象】	・ヤングケアラー世帯を含む見守りや支援が必要と思われる世帯
【内容】	・要対協の支援対象児童等として登録されている子どもや、地域の中で支援を必要とする0歳～18歳未満の児童のいる世帯及び特定妊婦がいる世帯に、食材の提供等を通じ、児童の状況の把握や見守り体制を強化(社協へ委託)
波佐見町	介護教室
【対象】	・介護をしている方、介護に関心のある方
【内容】	・介護者(家族)が介護技術を学び、適切なケアや対応方法を習得することで、在宅介護が継続できるよう支給することを目的に実施
波佐見町	認知症カフェ
【対象】	・認知症に関心のある方は誰でも
【内容】	・認知症の方やその家族、認知症に関心のある方が気軽に寄って話ができる場所、情報交換ができる場所として実施
波佐見町	認知症家族の会
【対象】	・家族介護者
【内容】	・家族介護者の集いの場、日頃の思いを語り合い、情報を共有する中で介護者の不安の軽減を図り、リフレッシュの場となるよう実施
波佐見町	家族介護用品支給事業
【対象】	・要介護3以上と判定された在宅の要介護被保険者を現に介護している家族
【内容】	・在宅で要介護被保険者を介護している家族の方に、介護に必要なおむつ等の購入費を助成
佐々町	対象者への対応
【対象】	・ケアラー世帯、ヤングケアラー世帯
【内容】	・把握した世帯への支援について、高齢・障がい・母子担当者がコーディネーター的役割で対応

《コラム》 地域共生社会の実現とともに歩む多世代型ケアラー支援

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 松尾 直美
(佐々町多世代包括支援センター長)

佐々町は、令和4年度から、保健分野にあった健康相談センター、子育て世代支援センターと、福祉分野にあった地域包括支援センターをひとつの組織にして、障がい・生活困窮に関する相談支援の機能を加えた多世代包括支援センターを立ち上げました。

そのことにより、高齢、障がい、子育て、生活困窮など複合的な課題のある世帯に対して、従来の「縦割り」ではなく「横断的」な支援で、効果的な解決、属性・世代を問わない相談ができる体制を構築しました。

地域住民や、地域の様々な団体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域や居場所をともに創っていくまちづくりを目指していきたくと考えております。

このような背景のなか、佐々町では、令和6年度から6年間の計画として「第1期佐々町保健福祉総合計画」を策定し、保健・福祉施策に大きく関与している方で構成される地域共生推進協議会のメンバーとともに、様々な取り組みを計画しています。

重点施策の一つ「ひとりひとりに寄り添う佐々モデルのさらなる展開」の目指す姿に「相談窓口が明確であり、身近なところで気軽に立ち寄れる相談の場、相談できる人がいる」ということを掲げ、ケアラー支援も網羅しています。



佐々町多世代包括支援センターのこれから

誰一人取り残さない、包括的相談機能の充実を目指し、多世代包括支援センターが相談窓口であることを周知していくことを徹底していきたくと思います。

また、ケアラーのような相談しづらい方に対し、相談窓口や情報提供の手法としてSNSなどを活用できるよう取り組むことを検討していくとともに、相談の際は、声の掛け方や向き合い方に工夫し、この人は聞いてくれると安心・信頼関係が持てるような環境づくりに努めたいと思います。

さらに、多様なケアラーを包括的に支援するために、専門機関とつながりながら、多機関連携のシステムづくりにも努めていきたくと思います。

誰もが自分自身に生きがいや役割を持ち、支えあい関わっていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域とともに多世代型のケアラー支援を進めていくよう努めますので、皆さま応援よろしくお願いたします。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

4 民間支援団体等による支援推進

【現状と課題】

ケアラー支援は公的サービスだけでは十分ではなく、民間支援団体等が行う相談・助言、ピアサポート、日常生活支援等の支援活動が必要不可欠です。

県内には、様々な分野で、ケアラー当事者を中心として組織された団体や、ケアラー支援を行う民間支援団体があり、行政との協働による取組も行われています。法人格の有無や規模は異なりますが、ケアラー支援に関して、自発性・先駆性・迅速性・多様性・地域性・専門性といった特性をもって公益的な活動を行っています。

県では、ケアラー支援に関する民間支援団体について、十分に把握ができていない現状にあり、新たな施策の検討にあたっては広く実態を把握する必要がありますが、「特定のメンバーに責任や作業が集中する」とか「団体の管理運営面で必要なノウハウが不足している」「一緒に活動する人（同じ悩みを抱えたり、同じように支援したいという思いがある人）や後継者がなかなかいない」「目の前の活動で手いっぱい情報発信ができない」といった組織運営に関する悩みを抱えていることが推察されます。

また、ケアラーが援助を受ける人とともに、地域の中で、自分らしい人生を送るためには、公的支援だけでなく、「困ったときはお互いさま」と住民同士が助け合って暮らし続けることができる地域づくりが求められており、地域における助け合いや見守りの体制づくりも重要です。

少子高齢化や過疎化により、商店や交通機関などの生活インフラが弱体化しているなか、世代や分野を超えて様々なニーズに対応するためには、保健・医療・介護・福祉・子育てといった分野以外にも、広く連携を図り、地域共生の視点を意識した生活支援体制を構築していく必要があります。

【今後の方向性】

(1) 民間支援団体等への情報の提供、助言等の取組の推進

○県内におけるケアラー支援を行う公益的な民間支援団体等を把握するとともに、団体に対して実態調査を実施します。その結果をもとに、民間支援団体等に対する支援施策を検討します。

○県が把握した団体については、活動状況等を取りまとめたうえで、ホームページ等を通じて、県民に情報発信します。

(2) 地域共生を意識した助け合いの地域づくりの推進

○地域における助け合い等の活動を創出するために、市町の希望に応じてアドバイザーを派遣し、住民による勉強会や助け合いフォーラムの開催等の支援を行います。

(参考) 各分野で関連する県の主な取組(令和5年度)

取組	内容	担当課
NPO・ボランティア活動の促進	・ケアラー支援に取り組むNPO・ボランティアに対して、相談・助言・情報提供等を実施	県民生活環境課
生活支援に関する助け合い活動の創出等の支援	・生活支援体制整備に取り組む市町職員及び生活支援コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、市町等が開催する勉強会等へアドバイザーを派遣し、有償ボランティアや常設型居場所などの助け合い活動として生活支援を行う団体の設立を促進	長寿社会課
老人クラブ等の活動支援	・単位老人クラブや県・市町老人クラブ連合会が行う、生きがいづくり、健康づくり、地域の支え合い活動等に対する助成を実施	長寿社会課
「認知症の人と家族の会」の活動への協力	・認知症当事者や介護家族をお互いに支えあうため、電話・面接相談、県内各地での講習会や連絡会、若年性認知症フォーラム等を実施する「認知症の人と家族の会 長崎県支部」の活動を支援	長寿社会課
長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーターの配置	・貧困対策統括コーディネーターを配置し、各市町に対し、子どもの貧困対策に係る事業実施に向けた技術支援と事業の担い手となる民間団体の掘り起こしや育成など、地域における支援体制の充実にに向けた支援を実施	こども家庭課

(参考) 市町による主な取組の一例(令和4・5年度実施:県照会)

五島市	認知症カフェ支援事業
【対象】・個人の支援者が開催	
【内容】・認知症の本人や認知症の家族を介護する家族同士が、日頃の思いを語り合い共有し、不安な心の負担軽減に努める住民主体の集いの場へ参加し、認知症に係る情報提供等を行い開催支援を行う。	

《コラム》「あなたは一人じゃないよ」を県全体で届けたい

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 山本 倫子
((一社)ひとり親家庭福祉会ながさき 事務局長)

私が生まれてから母は産後鬱になりました。子どもの頃の母のイメージは“具合が悪くなると機嫌が悪くなり何もできなくなる人”でした。私が小学生の頃から体調が特に悪くなり、そこから買い物、調理、洗い物、裁縫等が私の日課になりました。中学・高校生の時はクラブ活動がしたくて入部しても「家の手伝いがあるから」と続けることが出来ませんでした。12年間家の手伝いを続けている中で小学生の時一度だけ“助けて”と思ったことがありました。それは友達から買い物をしている所を見られ、からかわれる事が多くなっていた時です。友達がしていない事を自分がしている事の恥ずかしさや、何故妹や弟は手伝いをしなくていいのかと自問自答していました。その時たまたま近所の方が私が買い物しているときに声をかけてくれました。お利口さんだね。頑張ってるね」と・・・その時“助けてと言ってはダメだ”と心に決めました。

大人になって社会に出てみると色々な情報を知ることができ、母への支援が自分じゃなくてもできる事がわかり“あの時に大人に話しても良かったんだ。子どもの頃の自分に伝えたい”“今同じような状況の子ども達に少しでも伝えたい”との思いから、2021年11月1日に[子どもヤングケアラー総合相談窓口]を開設しました。

日々、ひとり親家庭を支援する中で親から「学校を休んで妹の世話をして」と言われ学校を休みがちになる中学生や、障がいがある両親のお世話で学校に行くことができなくなった姉弟など様々な子ども達に出会いました。

“家族のお世話をすること自体は悪いことではない”ただ子どもが担っていることを大人が変われる部分があると伝えたい。また、学校生活などマイナスの影響が出ているのに誰にも相談できずにいる子の寄り添う場になればとの思いを強くしています。

窓口では、関係機関との連携支援や無料学習支援や食料支援も行っています。学校の勉強が遅れている子に対しては対面学習支援やオンライン学習支援も行います。使う機材も無料で貸出できます。また、食料の提供や学用品等の提供も行っています。

電話や対面での相談が難しい場合は、LINE(右のQRコード)でも相談ができます。

子どもヤングケアラー総合相談窓口

((一社)ひとり親家庭福祉会ながさき内

電話:095-893-6266

LINE ID:@908ogtey

MAIL:yngca@nagasaki-shi-boshikai.jp



ケアラー支援条例に期待すること

今回のケアラー支援条例が推進されることで、ひとりでも多くの方がケアラー・ヤングケアラーの意味を知って欲しいと思います。そして身近に存在するケアラー・ヤングケアラーの声を聴いて欲しいと思います。県民の皆さんが社会全体の課題として理解を深める事が支援の第一歩に繋がると考えています。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

第5章 計画推進のための目標設定と進捗管理

1 数値目標の設定

本県におけるケアラー支援の取組を着実に推進するため、県が主体的に取り組む施策の客観的な指標として、以下のとおり、施策体系ごとに数値目標を設定します。

また、目標については、ケアラー支援を取り巻く社会状況の変化等に対応するため、中間目標を定め、中間見直し時（令和7（2025）年度）に、目標値の変更や指標の変更等を行います。

なお、ケアラー支援の取組に関連する各事務事業については、既存の事務事業評価（事業群評価）において数値目標を個別に定め、その進捗管理を行います。

(1) ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動

目標1: ケアラーに関する県民認知度 ・ケアラーの社会的認知度（ある程度知っている・よく知っていると回答した方）を高め、広く県民にケアラーに関する理解を深め、適切な支援につなげます。 ①「ある程度知っている」「よく知っている」と回答した方の割合 ②「よく知っている」と回答した方の割合		
現状値	中間目標値	最終目標値
1-① 71.6%	77.3%	94.3%
1-② 20.0%	前年度より増加	前年度より増加
(令和4年度)	(令和6年度)	(令和12年度)

(2) ケアラー支援を担う人材の育成

目標2: 多分野多機関参加型研修における受講者数及び研修満足度 ・多くの専門職に実践的なケアラー支援研修を受講していただくことにより、複雑多様化したケアラーのニーズに対応できる人材を育成します。 ①受講者数 ②アンケートで「満足」と回答した割合		
現状値	中間目標値	最終目標値
2-① —	200人(累計)	1,400人(累計)
2-② —	80%	80%
(令和4年度)	(令和6年度)	(令和12年度)

(3) ケアラー支援に関する実施体制の整備

<p>目標3:ケアラー(ヤングケアラー)支援に関する包括的な相談支援体制の構築 ・住民に身近な相談先が定着するまでの間、県において地域の適切な窓口・サービスにつなぐ総合案内窓口を設置するとともに、市町における包括的な相談支援体制の構築を支援します。</p> <p>3-① 県におけるケアラー(ヤングケアラー)に関する総合案内窓口の設置 3-② 市町におけるケアラー支援を含む包括的な相談支援体制整備(※)</p>		
<p>現状値</p> <p>3-① 未設置 3-② 2 (令和5年4月)</p>	<p>中間目標値</p> <p>設置 前年度より増加 (令和6年度)</p>	<p>最終目標値</p> <p>解消 21市町 (令和12年度)</p>

※ケアラー(ヤングケアラーを含む)支援に関する相談窓口について、次の2点を具備していると自己評価している市町

- 一元的・多元的に関わらず、ケアラーからの相談がたらい回しにならないように配慮した体制を整えている。(「重層的支援体制整備事業」活用の有無は問わない)
- 相談先を住民に明確化できている。

(4) 民間支援団体等による支援推進

<p>目標4:ケアラー支援に関する民間支援団体の県ホームページ等での情報発信 ・ケアラー支援に関する民間支援団体等を把握するとともに、活動状況等を県ホームページ等で情報発信します。</p>		
<p>現状値</p> <p>0 (令和4年度)</p>	<p>中間目標値</p> <p>10 (令和6年度)</p>	<p>最終目標値</p> <p>50(累計) (令和12年度)</p>

2 計画の進捗管理

本計画で策定した各種施策を効果的に推進するためには、計画期間中の進捗管理を適切に行うため、次に掲げる評価制度や検証・意見聴取の機会を、重層的・多面的に活用して、PDCA サイクルに基づく評価・見直しの取組を継続的に進めます。

(1) 各事業担当課による個別事業評価

・本計画に関連する各事務事業が計画どおりに実施されているか、各事業所管課において、個別に進捗状況を確認しながら事業の推進を図ります。

(2) 県の政策評価システムによる施策評価・事業群評価

・本県の事務事業評価は、長崎県総合計画の施策の下に位置付けられる事業群単位で評価を実施しています。

・これは、個別の事業単位での評価だけでは、施策を推進する事業の全体像が分かりにくいため、施策に関連する事業全体を俯瞰し、個々の事業が上位の施策の推進にどのような役割を果たしているかという視点を取り入れる必要があるためです。

・施策に関連する関係部局が庁内連携して評価を行うことによって、より効果的・効率的な施策推進を図ります。

(3) 各種個別計画の進捗管理体制を活用した評価

- ・本計画に関連する多くの個別計画においても、それぞれに計画の進捗管理が行われています。
- ・ケアラー支援に関連する取組についても、関連計画の進行管理の仕組みも活用して、施策の推進を図ります。

(4) 長崎県ケアラー支援に関する有識者会議による意見聴取

- ・令和5(2023)年4月に設置した「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」では、計画策定後も、毎年度において、計画の進捗に関して意見聴取を行うこととしています。
- ・その際、前年度の県の取組内容を整理した上で、当該年度のケアラー支援施策実施計画を作成するとともに、市町の取組状況も把握した上で、有識者会議委員に報告し、具体的取組の充実を図ります。
- ・また、計画の施策体系全般について俯瞰して外部有識者により意見聴取することにより、計画策定時からの施策の継続性を保持しつつ、ケアラー支援の足らざる取組の洗い出しや、新たな視点での事業構築などに活かし、取組の充実・強化を図ります。

《コラム》 ケアラー支援に思う ～ケアラー支援と災害支援～

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 柿田 多佳子
(長崎純心大学人文学部 准教授)

今回、縁あって長崎県ケアラー支援に関する有識者会議の委員に就くこととなりました。現在は大学の教員として、児童福祉関係の研究や教育、保育士養成に携わっていますが、前職の県職員時代、26年間携わった児童相談所業務において、虐待を受けた多くの子ども達との出会いがありました。その中には、いわゆるヤングケアラーと呼ばれる状況にあった子どもも確実にいたと振り返って感じています。

虐待対応は、その防止や発生後の対応等含め、災害対応との共通点があるように思います。

今回は、ケアラー支援と災害支援について考えてみたいと思います。

災害後の支援には4種類あると言われていています。まずは直接支援です。お金や物資や医療などの目に見える支援であり、これらが重要であることは言うまでもありません。次に情報支援。ここに行けば必要なものがあるなどの情報で、支援や復旧の進捗をまめに公開することが安心につながるそうです。3つめは共感という支援。「心配している」という声に励まされ力を得ることにつながります。さらに、共感支援のほかの心理的支援としての「援助への期待という支援」が4つめの支援だそうです。これは、困難な状況を改善してくれるだろうと思える人物がいること、例えばリーダーシップをとり復旧を進めてくれる指導者がいることが「希望の光」と思えるようなことだと言われていています。

これらはすべてケアラー支援にもあてはまると思います。介護を代わってくれる人材や、ケアラーが介護に従事することで失う経済的損失の補填等は直接的支援となるでしょうし、介護や家族の困りごとについてどこに相談に行けばよいかという情報や、「大変ですね。」「心配しています。」「困っていることはありませんか？」などの共感的な声かけに安心し、エンパワーされることもあるでしょう。また、この人なら話をきいてくれるかもしれない、助けてくれるかもしれない、と思えるような信頼のおける人との出会いはまさに一筋の希望の光になるでしょう。

災害後の避難所等においては、つらくても困っていてもみんな大変だから、と我慢してしまうことで体調を崩したり、死に至ったりすることもあります。「つらい」「助けてほしい」と声を上げやすい環境づくりは第5の支援となり得るでしょう。

ケアラー支援条例に期待すること

ケアラーにとっても、ケアラーとケアラー支援に関する社会的認知や施策が進むことは、環境づくりとしての第5の支援となると思います。長崎県ケアラー支援条例及び長崎県ケアラー支援推進計画が、ケアラー支援のための環境づくりにとって大きな一歩となることを願ってやみません。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援